

緊急雇用・経済対策に関する意見書

米国の金融危機に端を発する世界的な景気後退や急激な円高により、我が国経済は輸出産業をはじめ様々な産業分野において深刻な影響を受けている。経済情勢の悪化は、事業と雇用の縮小、さらには消費の低迷という“負の連鎖”を招き、国民生活全体に大きな不安を与えている。

政府は、全閣僚で構成する「緊急雇用・経済対策実施本部」を設置するとともに、既に実施している対策も含め、平成20年度第一次補正予算、第二次補正予算並びに平成21年度当初予算案で約75兆円の緊急対策を打ち出しているが、経済危機を克服するためには、地域の実情を十分に把握し、労働者、事業者、消費者等国民それぞれの立場に応じた総合的な雇用・経済対策を推進していくことが不可欠である。

よって国会及び政府は、現在の厳しい状況を踏まえ、国民の生活と雇用を守るため、次の事項を含めた実効性の高い雇用・経済対策を早期に講じられるよう強く要望する。

- 1 内需・外需のバランスの取れた足腰の強い経済構造に立て直し、新たな雇用を創出するため、内需関連産業や新産業のより一層の育成強化に努めること。
- 2 失業者が増加する一方で、人手不足の産業分野もあることから、雇用のミスマッチを解消するため、官民が連携して、人材育成を含めた労働力需給調整機能の拡充強化に努めること。
- 3 労働者派遣法の見直しを含む非正規労働者対策の強化、企業への融資制度の充実、社会保障制度の充実等、国民生活の様々な場面で公平公正なセーフティネットの充実強化に努めること。
- 4 特に、次の事業等の実施については、要件の緩和、期間の延長など地域の実情に配慮した対策や、地方自治体への財政支援の強化など必要な措置を講じること。
 - (1) 原材料価格高騰対応等緊急保証については、中小企業金融安定化特別保証制度相当に保証要件を大幅緩和すること。
 - (2) ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業については、柔軟かつ多様な対応ができるよう、人件費割合、新規雇用の失業者割合の制限を緩和するとともに、事業実施に際し発生する地方自治体職員の人件費相当分を基金から支出することを認めること。また、有効求職者数が多い地方自治体への配分を拡大すること。
 - (3) 肥料・燃油高騰対応緊急対策事業（肥料対策）については、引き続き原材料の価格高騰に耐え得る生産体制づくりを進めるため、事業実施期間を延長

すること。

- (4) 家畜の配合飼料価格安定基金制度については、再生産可能な基準価格を設けるなど、長期的かつ急激な価格高騰に柔軟に対応できるよう見直すこと。
 - (5) 沿岸漁業改善資金については、中高年齢者の就業を支援するため、漁業経営開始資金の貸付対象の年齢制限を廃止すること。
 - (6) 平成21年度の介護報酬の改定にあたっては、介護従事者の処遇改善を図るとともに、即効性の高い雇用創出効果につなげていくため、基本サービス費等の引き上げを実施すること。
 - (7) 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業については、地方自治体の財政負担を義務付けることなく、事業の全額を基金を財源に実施できるように見直すとともに、事業の限度額についても、地域の実情に応じて柔軟に対応できる制度にすること。
 - (8) 道路や河川等の都市基盤の維持・補修及び新設・改良事業については、雇用の確保・創出の実効性が高いため、地方自治体への財政支援の強化を図ること。
 - (9) 授業料減免事業等支援特別経費については、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、補助対象を拡充するとともに、補助率を引き上げること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年2月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

殿

神奈川県議会議員 榎本与助